

○川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則

平成19年1月18日教委規則第1号

改正

平成19年9月25日教育委員会規則第15号
平成28年12月27日教育委員会規則第20号
平成30年1月31日教育委員会規則第1号
令和4年10月19日教育委員会規則第7号

川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則

(趣旨)

第1条 川崎市立学校の施設を広く市民の利用に供するため、特別に開放する学校の施設(以下「特別開放施設」という。)の学校教育法第137条(昭和22年法律第26号)に基づく使用について、必要な事項を定めるものとする。

(特別開放施設)

第2条 特別開放施設は、次のとおりとする。

学校名	施設名
川崎市立土橋小学校	多目的ホール
川崎市立犬蔵中学校	格技室
川崎市立生田中学校	特別創作活動センター
川崎市立はるひ野小学校及び川崎市立はるひ野中学校	はるひ野黒川地域交流センター

(使用者の範囲)

第3条 特別開放施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で構成する団体で、あらかじめ教育委員会に登録したものである。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 市内に所在する会社等に通勤している者
- (3) 市内の学校に通学している者
- (4) その他教育長が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、使用者の範囲を制限することができる。

(使用の許可)

第4条 特別開放施設の使用を許可する時間は、別表のとおりとする。

2 特別開放施設を使用しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

3 特別開放施設を使用しようとする者は、教育長が定める期間内に使用許可申請書を提出しなければならない。ただし、教育長が認める場合はこの限りではない。

4 第2項の許可をするに当たっては、教育長は当該学校の校長の意見を聞くものとする。

(使用許可書の交付)

第5条 教育長は、特別開放施設の使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付するものとする。

(使用中の届出)

第6条 第4条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、その使用を中止しようとするときは、使用中届を教育長に提出しなければならない。

(使用料)

第7条 特別開放施設の使用料は、川崎市財産条例(昭和39年川崎市条例第9号。以下、「財産条例」という。)第3条第2項の規定により、使用時間の区分を単位とし、その額は別表のとおりとする。

2 使用者は、前項の使用料を納付しなければならない。

3 第1項の使用料は、前納とする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前項のほか、使用料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の定めるところによる。

(使用料の減免申請)

第8条 使用者は、財産条例第3条第3項の規定に基づき前条の使用料の減額又は免除を受けようとするときは、使用料の減額又は免除の申請をしなければならない。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責に帰することができない事由によって使用することができないとき。
- (2) 第12条第1号又は第4号の規定により使用の許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が使用の中止を届け出て、教育長が相当の事由があると認めるとき。

(実費負担)

第10条 使用のために要する光熱水費等は、使用者にこれを負担させることができる。

(使用許可の制限)

第11条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の許可をしない。

- (1) 学校教育上又は管理上支障があるとき。
- (2) 公益に反する目的に使用するとき。
- (3) 営利目的に使用するとき。
- (4) 政治目的に使用するとき。
- (5) 宗教目的に使用するとき。
- (6) その他教育長が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第12条 教育長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第4条の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 教育委員会又は当該学校において施設を使用する必要が生じたとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑になるとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (5) 使用料を納付していないとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この規則に違反したとき。

(使用回数制限)

第13条 教育長は、施設の使用の公平を図るため、同一使用者が1箇月内に特別開放施設を使用する回数を制限することができる。

(施設等の変更禁止)

第14条 使用者は、特別開放施設を使用する場合には、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第15条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 許可された以外の施設を使用しないこと。
- (3) 壁、柱又は扉等にはり紙し、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 指定した場所以外で飲食をしないこと。
- (7) 騒音、大声等を発し、又は暴力等を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 秩序ある使用に必要な整理員を置くこと。
- (9) その他教育長の指示した事項

(管理上の入室)

第16条 使用者は、特別開放施設を管理する者が管理上必要があつて入室しようとするときは、これを拒むことはできない。

(損傷等の届出)

第17条 使用者は、学校の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、何人の行為によるものであつても、速やかに教育長に届け出なければならない。

(原状回復)

第18条 使用者は、特別開放施設の使用を終了し、又は使用許可を取り消され、使用を制限され、若しくは使用を停止されたときは、直ちにその施設を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第19条 使用許可の取消し又は使用の制限若しくは停止によって、使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第20条 使用者は、学校の施設及び設備に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月25日教委規則第15号)

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成28年12月27日教委規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年1月31日教委規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年10月19日教委規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第4条、第7条関係)

1 土橋小学校

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
多目的ホール	2,680円	3,800円	4,920円	11,400円

2 犬蔵中学校

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分
格技室	1,340円	2,570円	2,680円	6,590円

3 生田中学校

区分	午前	午後	夜間	全日	
	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時	
特別創作 活動セン ター	陶芸室	1,450円	1,790円	2,460円	5,700円
	美術工芸室	1,450円	1,790円	2,460円	5,700円
	料理室	1,450円	1,790円	2,350円	5,590円
	会議室	1,230円	1,450円	1,900円	4,580円
	和室	1,230円	1,450円	1,900円	4,580円

4 はるひ野小学校及びはるひ野中学校

区分		午前9時15分～午前11時15分	午前11時30分～午後1時30分	午後1時45分～午後3時45分	午後4時～午後6時	午後6時30分～午後8時30分	午前9時15分～午後8時30分	
はるひ野 黒川地域 交流セン ター	多目的ホ ール	大ホール	780円	780円	780円	780円	1,110円	4,230円
		小ホール	600円	600円	600円	600円	880円	3,280円
	ミーティングルーム	370円	370円	370円	370円	520円	2,000円	